

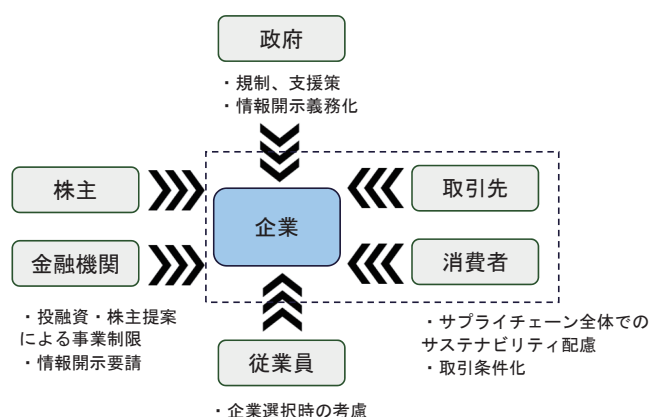
第3節 持続可能な社会に向けた取り組み

(1) 情報開示関連の法規制動向

■企業へのサステナビリティ情報開示要請強まる

脱炭素や人権尊重など持続可能性（以下、サステナビリティ）に関する取り組みについて、企業はあらゆるステークホルダーからの圧力にさらされている。①政府による規制や支援、②サプライチェーン上の取引先や消費者からの要請、③金融機関や株主、投資家からの要請や投融資の判断、④従業員からの要請など、各方面からサステナビリティ対応に取り組み、社会的な責任を果たすことを求められ、それを示すための情報開示への要求も高まっている⁶⁹（図表Ⅲ－38）。欧米諸国を中心に、政治的な側面から「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への批判の動きもみられるが、既に各地で甚大な被害をもたらしている気候変動や、人権侵害を問題視する世界的な風潮を背景に、サステナビリティを完全に無視してビジネスを継続していくことは困難だろう。

図表Ⅲ－38 企業へのサステナビリティ対応の圧力



〔出所〕経済産業省、資源エネルギー庁資料などから作成

2000年代から、気候変動を中心に、企業に対してサステナビリティ関連の情報開示を求める非営利団体活動の萌芽がみられ、さまざまな国際的なイニシアチブにより複数の開示基準が開発され、各国・地域での法制化も進んだ。しかし、開示基準の乱立や国・地域間の制度の差

異による企業等の負担の増加から、2020年以降、基準統合の動きが活発となった。主要な基準設定機関の統合や協働を経て、2023年6月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）⁷⁰が、国際的なサステナビリティ開示基準としてIFRS S1号（全般的要求事項）、IFRS S2号（気候関連開示）を公表した。ISSB基準（IFRS S1号およびS2号）は、2024年1月1日以降に開示する年次報告期間から適用が可能⁷¹となった。ISSB基準では、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）⁷²が2017年に公表した「TCFD提言」における推奨開示事項である「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」をベースとした開示を行う。また、開示対象となる温室効果ガス（GHG）排出量には、GHGプロトコルが定める3つのスコープ（スコープ1～3）⁷³が含まれ、企業のサプライチェーン全体から発生する排出量の把握・開示が必要となる。ISSB基準の適用にあたっては、企業には報告初年度に限り、次の経過措置が認められている。①気候関連のみの報告、②サステナビリティ関連財務開示について関連する財務諸表公表後の報告⁷⁴、③ISSB基準適用以前の前年の比較情報の開示が不要、④GHGプロトコル以外のGHG排出量測定手法の利用、⑤スコープ3のGHG排出量の開示が不要。

ISSB基準を国内制度に採用するかどうかは各国・地域の判断に委ねられている。IFRS財団は2024年5月28日、EUを含む21カ国・地域がISSB基準の利用を決定、または法律や規制の枠組みにISSB基準を導入するための手段を講じていると発表した⁷⁵（図表Ⅲ－39）。

図表Ⅲ－39 ISSB基準導入を決定・検討中の国・地域

地域	国・地域名
米州	ボリビア、ブラジル、カナダ、コスタリカ
アジア・オセアニア	オーストラリア、バングラデシュ、中国、香港、日本、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾
欧州	EU、英国
中東・アフリカ	ケニア、ナイジェリア、トルコ

〔注〕①2024年5月28日時点。②ISSB基準、または同基準に依拠した国内基準を導入または導入を検討している国・地域を含む。
〔出所〕IFRS財団（2024年6月4日確認）

これらの国・地域を合わせると、世界の国内総生産（GDP）の約55%、世界のGHG排出量の半分以上に上る

69 経済産業省産業技術環境局・資源エネルギー庁「クリーンエネルギー戦略の策定に向けた検討②」（2022年4月14日付）

70 国際財務報告基準（IFRS）財団が2021年3月に設立。

71 ジェトロ「世界貿易投資報告2023年版」第IV章第1節「持続可能な社会に向け進展するルール形成と主要国・地域の政策」4～5頁。なお、IFRS S1号とS2号は併用することが前提。

72 TCFDは、企業の気候関連情報開示の進捗に関する監視を行う責任を2024年からISSBに委譲し、解散した。2023年11月時点の賛同数は4,925社・機関（うち、日本企業1,488社・機関）。

73 GHGプロトコルによる基準（A Corporate Accounting and Reporting Standard）では、事業者自らによるGHGの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）をスコープ1、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出をスコープ2、スコープ1および2以外の間接排出（事業者の活動に関する他社の排出）をスコープ3と定めている。

74 本来は関連する財務諸表との同時報告が必要。

75 IFRS財団プレス発表（2024年5月28日付）

という。ISSB基準を導入、または導入を検討する国・地域は増加しており、その背景の1つとして、2023年7月に世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所などから構成されている国際的な機関である証券監督者国際機構（IOSCO）⁷⁶がISSB基準を正式に承認したことが挙げられる。IOSCOには世界の金融市場の95%以上を占める130を超える国・地域が加盟しており、日本では金融庁が普通会員となっている。IOSCOサステナブル金融タスクフォースのロドリゴ・プエナベンチュラ議長は、IOSCOによるISSB基準の正式承認について「投資家が持続可能性のリスクと機会を評価し、投資の意思決定を行う一助となる」と述べた⁷⁷。IFRS財団は、ISSB基準の導入を目指す国・地域を支援する規制導入プログラムの概要も発表した。アフリカにおいては、アフリカ開発銀行（AfDB）とキャパシティビルディングと技術支援に関する協力協定に署名し、アフリカ諸国におけるISSB基準の導入に向けた支援が進められるという。

■主要国・地域の情報開示制度

サステナビリティ関連情報開示の動きは、先行する国・地域では本格的な実施フェーズに入りつつある。欧州では、EUにおいて2022年11月に正式承認となった企業持続可能性報告指令（CSRD）が2024会計年度（1～12月）から段階的に適用される。ISSB基準の最終化を受け、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）とIFRS財団は2024年5月2日、CSRDの開示基準である欧州持続可能性報告基準（ESRS）とISSB基準の双方の順守を目指す企業に向けて、重複内容にかかる作業負担の軽減や情報開示の効率化を目的として両基準で共通する項目などを示した「ESRS-ISSB基準相互運用性ガイダンス」を発行した。ガイダンス作成の背景には、日本企業を含めグローバルにビジネスを行う企業に対して、EUにおけるCSRDの適用とともに、事業展開するEU域外の国・地域でISSB基準での開示が義務化され、両方の基準順守が求められる可能性がある。ガイダンスは、導入と付属書類を除いて4つのセクションにわたって解説している（図表Ⅲ－40）。EFRAGとIFRS財団は基準作成時から協働しており、「両基準の気候関連開示は高度な整合性を有する」としている。企業に対しては、両基準の要求を満たすために、同ガイダンスを単独で依拠することは

図表Ⅲ－40 ESRS-ISSB基準相互運用性ガイダンス概要

タイトル	内容
導入	同ガイダンス作成の目的、各セクションに関する概要。
セクション1： ESRSとISSB基準における全般的 要求事項に関するコメント	マテリアリティ（重要性）、表示、気候以外のサステナビリティピックの開示における相互運用性を説明。
セクション2： 共通の気候関連開示	気候関連開示では両基準の相互運用性が高い。同セクション内の表2.1において、IFRS S2号の構造を基準に対応するESRSの項目を参照用に掲載。
セクション3： ESRSからIFRS S2号への対応	先にESRSの適用を始めた企業が、ISSB基準を適用する際に、両基準の順守のために知っておくべき情報。
セクション4： IFRS S2号からESRSへの対応	先にISSB基準の適用を始めた企業が、ESRSを適用する際に、両基準の順守のために知っておくべき情報。
付属書類： ISSB基準とESRSの救済措置	両基準の付属文書に記載の救済措置を記載。セクション1において、「両基準を順守するため、1つ以上の救済措置を適用する場合、その救済措置が両基準の要求事項を満たしているか慎重な確認が必要」としている。

〔出所〕EFRAG、IFRS財団「ESRS-ISSB基準相互運用性ガイダンス」から作成

できず、双方の関連する基準と合わせて読む必要性を強調している。

米国では、米国証券取引委員会（SEC）が2022年3月に、国内外の全てのSEC上場企業に対して、投資家に向けて気候変動関連のリスクとGHG排出量などの開示を求める規則案を公表。2024年3月6日に最終規則が採択され、2025年12月末に終了する会計年度から、年次報告書および登録届出書にて気候関連の開示を行うことを義務付けた。最終規則では、開示対象となるGHG排出量からスコープ3が外されるなど、規則案からの変更が生じた。しかし、規則に異議を唱える訴訟が相次ぎ、SECは2024年4月4日、規則の施行は司法判断が出るまで停止することを決定、控訴裁判所審理の終結を待つとしている⁷⁸。

日本では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）が2024年3月29日、日本におけるISSB基準に相当する国内基準として、サステナビリティ開示ユニバーサル基準およびサステナビリティ開示テーマ別基準（第1号および第2号）の公開草案を公表⁷⁹。同年7月末まで意見募集を行い、2025年3月末までに確定基準の公表を目標に掲げる。また、国内基準による情報開示の義務化対象の議論も進んでおり、現行案では、東京証券取引所プライム市場上場企業のうち、時価総額3兆円以上の企業を2027年3月期から、1兆円以上の企業を2028年3月期から対象とし、2030年代に全プライム市場上場企業へ義務化する方針が金融審議会において検討されている⁸⁰。

78 SECプレス発表（2024年4月4日付）

79 SSBJプレス発表（2024年3月29日付）

80 金融庁「第1回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」事務局説明資料（2024年3月26日付）

76 普通会員（証券監督当局）、準会員（その他当局）、協力会員（自主規制機構等）で構成される。

77 IOSCOメディア発表（2023年7月25日付）

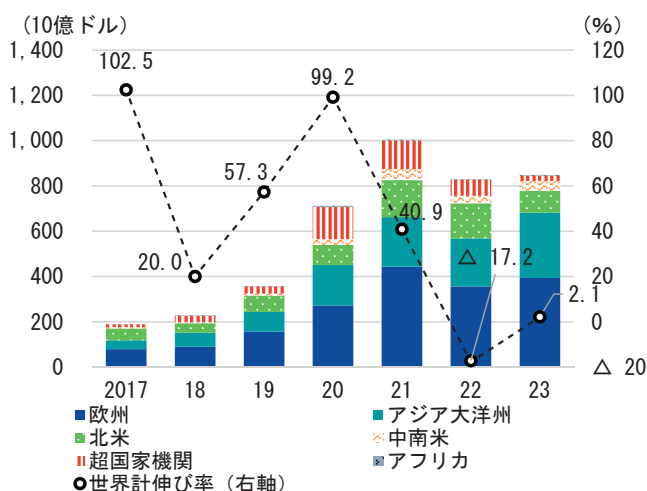
中国では、財政部が2024年5月27日に「企業サステナビリティ情報開示基準（基本指針）」の公開草案を公表⁸¹。2024年6月24日まで意見募集を行った。初期草案は、IFRS S1号に相当する内容のみで、ISSB基準に準拠しつつ、中国の実情に基づいた内容が反映されているという。同基準は、2027年までに企業サステナビリティ情報開示基準（基本指針）および気候関連情報開示基準を発行、2030年までに統一された国家サステナビリティ開示基準システムの確立を目指す。また、特定の業種や分野に関する開示基準もニーズに応じて策定を検討しているという。

■分岐点に差し掛かるサステナビリティ関連投資

機関投資家に対し、投資先企業の持続可能性を考慮した責任ある投資行動を促す国連投資責任原則（PRI）に署名する機関は2020年頃から急速に増加し、2023年には5,000社を超えた⁸²。各国・地域における企業のサステナビリティ関連情報開示義務化や投資会社などによるグリーンウォッシュ（実態を伴わない環境訴求）への欧米金融当局による監視強化が進展する中、主要な開示先の1つである投資家に対しても、より適切な投資判断が求められている。

サステナビリティ関連の債券投資動向に目を転じてみる。気候債券イニシアチブ（Climate Bonds Initiative）⁸³によると、2023年のGSS（グリーン、ソーシャル、サステナビリティ⁸⁴）債券投資額は8,488億ドルとなった（図表Ⅲ-41）。世界的な金融引き締めによる金利上昇が響いた前年からは2.1%増加した。うち、約7割をグリーン債券が占め、前年比15.3%増の5,877億ドルと、全体を牽引した。ソーシャル債券は7.0%減の1,533億ドル、サステナビリティ債券は31.2%減の1,078億ドルだった。発行主体を地域別にみると、全体の46.4%を占める欧州（3,935億ドル）、34.0%を占めるアジア大洋州（2,886億ドル）は、それぞれ前年比10.7%増、35.9%増と回復した。対して、北米では37.9%減の967億ドルと大幅に減少した。また、中南米は前年比31.6%増の433億ドルで、アジア大洋州に次いで高い伸び率となった。全体に占めるグリーン債券の割合が他地域でいずれも6割を超えている一方で、中南米では11.3%と低い。対して、中南米ではサステナビリティ債券の割合が64.9%と特に高く、これが30.1%増と全体を牽引した。

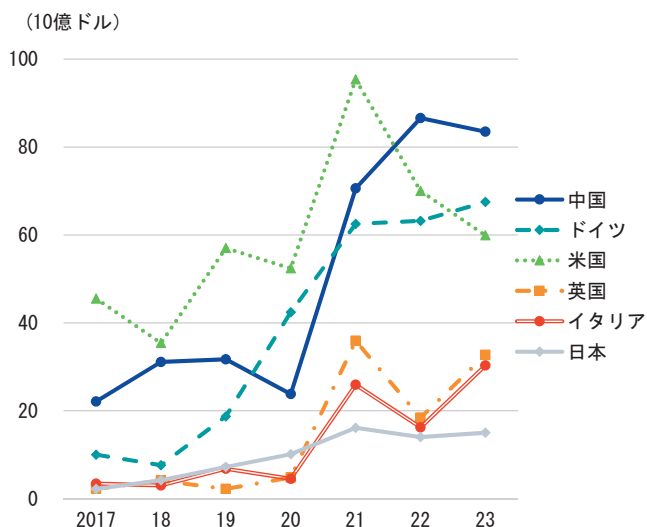
図表Ⅲ-41 世界のGSS債券投資額の推移



〔注〕①2023年末時点。グリーン、ソーシャル、サステナビリティの各債券投資額の合計。②超国家機関はEUや欧州投資銀行など。
〔出所〕気候債券イニシアチブから作成

多くの地域でGSS債券投資の過半を占めるグリーン債券を発行国・地域別にみると、中国が前年比3.6%減と3年ぶりに前年割れとなったが、835億ドルと首位を維持した（図表Ⅲ-42）。上位国では、ドイツが6.8%増（675億ドル）、英国が77.7%増（327億ドル）、イタリアが87.0%増（303億ドル）と欧州勢の増加が目立った。英国、イタリアは、不調だった前年からの反動増とみられる。ドイツは、伸び率は低下したものの、2019年以降プラス成長を維持している。ドイツのグリーン債券投資額のうち、約半分（327億ドル）がドイツ政府とドイツ復興金融公庫（KfW）によるもの。また、KfWの投資額は

図表Ⅲ-42 主要国・地域のグリーン債券投資額の推移



〔注〕①2023年末時点。②2023年のグリーン債券投資額上位5カ国と日本（第10位）。
〔出所〕気候債券イニシアチブから作成

81 中国財政部プレス発表（2024年5月27日付）

82 PRI2023年年次報告書（2023年8月10日付）

83 気候債券基準の策定などを行う国際NGO。

84 サステナビリティ債券は、環境的課題および社会的課題の双方に取り組む事業に要する資金を調達するために発行される債券。

140億ドルに上り、国以外（ノンソブリン）の発行体の中では世界で最も多い。投資額第3位の米国は、前年比14.4%減の599億ドルだった。2021年には首位だったが、2年連続マイナス成長で順位を落とした。SECが2022年5月に行ったESG投資慣行に関する開示強化提案が響いていると考えられる。

今後のGSS債券投資市場の見通しとして、プラス要因には、世界銀行やEUによるGSS債券の発行、主要国の利下げなどが挙げられる。世界銀行は2023年12月1日、「2024年度（2024年7月1日～2025年6月30日）の年間調達額の45%を気候変動関連プロジェクトに充てる」と発表⁸⁵。2024年1月3日、2031年1月満期となるサステナブル・ディベロップメント・ボンドを発行し、投資家から50億ドルを調達した⁸⁶。EUでは、新型コロナ禍後の次世代のための復興基金「次世代EU（NGEU）」の財源として、2026年末までに最大2,500億ユーロのグリーン債券の発行を目指している。2023年末時点での発行済み額は489億ユーロに上る。欧州委員会は2023年12月12日、2024年上半期に750億ユーロ相当のグリーン債券を発行する目標を発表⁸⁷。2024年5月14日時点で、目標の約8割に当たる590億ユーロを発行した。

対して、世界経済の先行き不透明感などに起因する事業投資意欲の低下の可能性、米国やEUでの選挙結果によるサステナビリティ関連の政策の行方が懸念される。米国では、バイデン政権が連邦政府レベルで気候変動問題に対応すべきという方針の下で、ESGの視点を配慮した投資を推進してきた。しかし、共和党を中心に、ESG投資を「社会正義に目覚めた資本主義（Woke Capitalism）」として反対する動きが顕著となっている。2023年3月16日には、フロリダ州のロン・デサンティス知事が、同州を含む19州の知事との連名により、バイデン政権のESG政策に反対する声明を発表⁸⁸。フロリダでは同年5月に政府機関や州の年金基金に対してESG要素を投資評価に組み込むことを禁じるなどESGの活動を制限する反ESG法が成立した。テキサス州、ケンタッキー州、ウエストバージニア州などでも同様の法案が成立している。2024年11月の米国大統領選が迫る中、気候変動対策の方針転換への懸念も高まる。米国においてESGを巡る対立が政治的な意味合いを帯びており、主要な投資会社では自社商品への影響を懸念し、「ESG」という言葉を使用しないことを決定する動きもみられる。

気候関連を中心に世界に先駆けて様々な施策を進めるEUも盤石ではない。一部の国で、脱炭素政策の遅れなどから「反グリーン」を支持する右派政党の台頭が目立ち始めている。2024年6月6日から9日にかけて行われた欧州議会選挙の暫定結果によると、中道右派の欧州人民党（EPP）グループが議席を伸ばし、EU統合に懐疑的な極右政党も躍進した⁸⁹。欧州政策センター（EPC）のファビアン・スレーグ所長は、右傾化の動きは加盟国により異なるとした上で、「フランス、ドイツの右傾化は、今後EUレベルで、グリーン・ディール政策などを実行に移す段階において影響が出かねない」と指摘した⁹⁰。今後、欧州委員会の次期委員長の任命に向けて、最大会派を維持したEPPを中心に連立体制に関するほかの政党グループとの交渉が行われる。連立の組み合わせは、環境政策をはじめとするEU政策の行方に大きく影響することから、注目が集まる。

（2）脱炭素社会に向けた政策動向

■ COP28で第1回グローバル・ストックテイクを実施

国連気候変動枠組み条約第28回締約国会議（COP28）が2023年にアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催された。COPは、気候変動対策について議論される国際会議である。会期は11月30日～12月13日（1日間延長）の14日間で、世界198カ国から150人以上の国家元首や政府首脳を含む約8万5,000人が参加した。会期中には、首脳級会合「世界気候行動サミット」や各国閣僚級・交渉官による交渉のほか、各国や企業、関係機関による366の関連行事が行われた。

COP28では、2022年のCOP27で設立が決定していた気候変動の悪影響による損失と損害（ロス・アンド・ダメージ）に対応するための基金について、会期初日に運用開始の合意が発表された。同基金について、最初の4年間は暫定的に世界銀行が運営することとなった。先進国の資金拠出は義務化されなかったものの、任意での拠出が促された。UAEとドイツが1億ドルの拠出を表明したほか、米国、英国、EUなども拠出の意向を示し、COP28閉幕時点で基金の総額は7億ドル以上に上った。日本は1,000万ドルの拠出を表明している⁹¹。ジャーベル議長は翌12月1日に、UAEによる世界最大の気候変動対策関連の民間投資基金「アルテラ（ALTERRA）」の立ち上げと、300億ドルの拠出も発表した。

85 世界銀行プレス発表（2023年12月1日付）

86 世界銀行プレス発表（2024年1月3日付）

87 欧州委員会プレス発表（2023年12月12日付）

88 デサンティス知事のウェブサイトに掲載された米国19州による声明（2023年3月16日付）

89 ジェトロ「欧州議会選、中道右派が勝利、中道会派で過半数維持も極右躍進で右傾化顕著に」『ビジネス短信』（2024年6月11日付）

90 ジェトロ「欧州産業界、多数派の親EU連立による産業競争力強化に期待」『ビジネス短信』（2024年6月12日付）

COP28の大きな注目点は、パリ協定で掲げられた目標に向けた世界全体の進捗状況を評価する仕組みである「グローバル・ストックテイク（GST）」が初めて実施されたことである（図表Ⅲ－43）。GSTは5年ごとに実施することが定められている。GST決定文書の協議は難航し、会期を1日延長して採択された。GSTは大きく分けると2つの目的に分けられる。1つ目は、パリ協定の目標達成状況の評価であり、2つ目は、評価に基づいて、各国の政策導入に対して示唆を与えることである。COP28のGSTに向けて開始された技術対話は、各国の交渉官だけでなく、国際機関や民間企業、NGO、先住民のコミュニティなどのステークホルダーも参加し、議論が行われた。統合報告書では、提出された17万ページ以上⁹²の情報のインプットと技術対話から得られた結果をまとめている。COP28では、この統合報告書や気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書に基づき、GSTの結果が決定文書にまとめられた⁹³。IPCCは、気候変動に関する科学的な研究を行う国連の機関だ。COP28の決定文書では、パリ協定の目標を達成するには現状と隔たりがあること、パリ協定1.5℃目標達成にはより野心的な目標および行動と適応や損失と損害を回避、最小化し、対処するための資金援助が必要であることが強調された。具体的な目標として、2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍、省エネルギー改善率を世界平均で2倍にすることなどが明記された。「化石燃料の段階的廃止」は議論の末盛り込まれなかった

が、COPの最終合意文書としては初めて「化石燃料からの移行（transition away）」が明記された。

■カーボンプライシングは新たなステージに

温室効果ガス（GHG）排出削減のための政策ツールの1つとして、排出量取引制度（自社の排出量に応じて排出枠を売買）や炭素税（化石燃料などに課される税金）といったカーボンプライシングを導入する国・地域が拡大している。カーボンプライシングとは、企業などの排出するCO₂に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法である⁹⁴。各国の炭素税や排出量取引制度（Emission Trading System/Scheme=ETS）導入に加えて、近年では政府や民間主導でカーボン・クレジットの取引も進んでいる。EUが2023年10月から移行期間を開始した炭素国境調整メカニズム（CBAM）では、EU域内に輸入される対象産品にEU ETSに基づいて課される炭素価格に準ずる価格を課す。この制度ではEUに輸入される産品を生産するために排出された炭素に対する税を国境で課税することで、これまで国内の政策として存在してきたカーボンプライシングが初めて国境を越えて影響力を持ち、貿易に影響する新たなステージとなった。

■日本では自主的な排出量取引が開始

日本も例外ではない。これまで日本には全国的な排出量取引制度は存在しなかったが、日本では、GX（グリー

図表Ⅲ－43 COP28で実施された第1回グローバル・ストックテイク（GST）の概要

①パリ協定の目標達成状況の評価	
COP28に向けた準備	・2021年11月からグローバル・ストックテイク（GST）に向けた情報収集を開始
	・2022年から「技術対話」を実施
	・2023年技術対話の「統合報告書」公表
	・2023年「IPCC第6次評価報告書」公表
COP28決定文書	・パリ協定の目標達成にあたり、「世界の気温上昇を1.5度に抑える」という目標まで隔たりがあること
	・1.5度目標に向けて行動と支援が必要であること
②評価に基づいて、各国の行うべき行動に示唆を与える	
決定文書に記載された具体的な取り組みの例	・2030年までに再エネ発電容量を世界全体で3倍、省エネ改善率を世界平均で2倍にする
	・排出削減が講じられていない石炭火力の段階的廃止に向けた取り組みの加速
	・2050年までにネットゼロを達成するための、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行
	・再生可能エネルギー、原子力、二酸化炭素回収・有効利用・貯蔵（CCUS）などのCO ₂ 除去技術、低炭素水素などを含むゼロ・低排出技術の加速
今後の予定	・ゼロ・低排出自動車の導入、インフラ構築を含め、多様な道筋の下で道路交通の排出削減を加速
	・各国は自国の温室効果ガスの排出削減目標（国が決定する貢献＝NDC）を更新
	・各国は策定したNDCに向けた施策を実施し、透明性報告書を2年ごとに提出（パリ協定13条）

〔出所〕資源エネルギー庁ウェブサイト「気候変動対策、どこまで進んで？初の評価を実施した『COP28』の結果は」、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）COP28決定文書から作成

91 外務省プレス発表（2023年12月1日付）

92 第1回GST技術対話統合報告書（UNFCCC）に基づく。

93 第1回グローバル・ストックテイク決定文書（UNFCCC）に基づく。

94 資源エネルギー庁ウェブサイトに基づく。

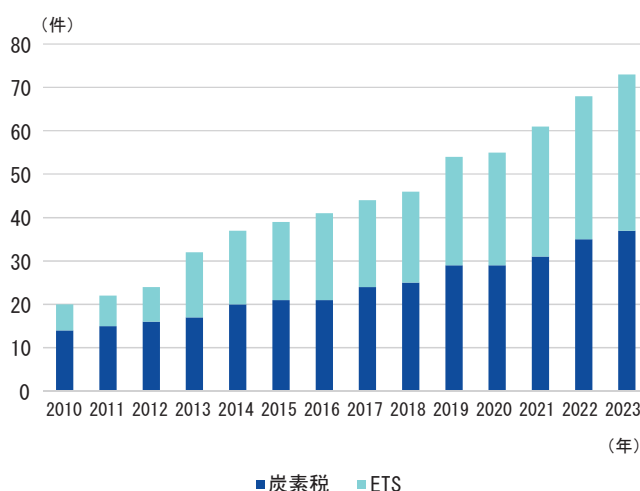
ントランスフォーメーション) リーグ参加企業が取り組む自主的な排出量取引の枠組みとしてGX-ETSが、2023年度から試行的に開始された。GX リーグとは、試験的に開始される排出量取引に参加しながら、ルール形成などの取り組みについても一体的に行う企業の集まりだ。GX リーグは経済産業省により設立され、2023年4月に本格稼働した。2024年度の参加企業は747社で、日本のGHG排出量の5割超をカバーする。航空空輸業で業界の排出量の100%、鉄鋼業で98%、パルプ・紙・紙加工品製造業で95%、石油製品・石炭製品製造業で91%の企業が参画している⁹⁵。政府はこの試行的排出量取引制度を、2026年以降の排出量取引本格稼働につなげていく構えである。現在のGX-ETSでは、参画企業が自主的に排出削減目標を設定し、その目標や削減実績をGXダッシュボードで開示する。目標を超えて削減できた排出枠である「超過削減枠」は、2024年10月末以降に取引が可能となる予定になっている。排出量取引の対象は、第1フェーズ(2023～2025年度)の排出削減量総量の目標のうち、国内のスコープ1(自社が直接排出したGHG)のみである。他社に売却可能な超過排出枠の創出は、NDC基準⁹⁶を超過削減した分となっている。排出実績が排出削減目標を上回る場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達または未達理由を説明する必要がある。GX-ETSでは、排出上限を超えてしまう企業の超過削減枠の購入は、第1フェーズ(2023～2025年度)のルールでは義務ではない。2023年10月11日には、東京証券取引所にカーボン・クレジット市場が開設された。排出量取引における将来的な超過削減枠取引を想定したもの。企業同士の相対取引ではなく、カーボン・クレジットが市場で取引されることで、日本における炭素価格が明確に示される。公示価格が上昇すれば、企業が脱炭素化を進めるきっかけにもなり得る。

■世界のカーボンプライシング政策は増加の一途

世界銀行のカーボンプライシングダッシュボードによると、世界では2023年末までの累計で73件のカーボンプライシング措置が導入されている(図表Ⅲ-44)。2024年4月1日時点では、2件増え、75件になっている。1990年代は欧州での炭素税の導入が大半を占めたが、現在では炭素税とETSの比率はほぼ同等となっている。世界銀

行の報告書、2024年版「カーボンプライシングの現状と傾向」によれば、炭素税とETSによる導入国・地域政府の収入(2023年)は世界全体で前年比90億ドル増の1,040億ドルとなり、初めて1,000億ドルを超えた。依然としてETSがカーボンプライシングの収入の大半を占める。収入の半分以上は気候変動対策や自然環境関係のプログラム向けの予算として使用された。

図表Ⅲ-44 世界のカーボンプライシング措置累計件数



〔出所〕世界銀行カーボンプライシングダッシュボードから作成

排出量取引を導入する国について図表Ⅲ-45にまとめた。ここでは、世界をリードするETSとしてEU ETS、新興国の取り組みとしてカザフスタン、新たにETSを始めたインドネシアについて最近の動きを取り上げる⁹⁷。

EU ETSは、2005年に始まった歴史の長い制度である。EUでは2023年6月にEU ETS改正指令が施行された。その主軸は、①既存のEU ETSの強化、②EU ETS IIの創設、③CBAMの導入の3点である。2024年1月から海運部門を対象産業に追加。2027年以降にEU ETS IIを新設し、建物、道路輸送、その他の小規模産業も対象とする。EU ETSの適用対象者は、対象部門の大規模排出施設を持つ事業者である(下流アプローチ)。他方、EU ETS IIでは、対象部門の上流の燃料供給事業者負担を課す設計となっている(上流アプローチ)。一般的にキャップ&トレード方式のETSでは、上限の範囲で、対象事業者が排出枠の無償割当を受けるか、オークションによる有償割当を受ける。第4フェーズでは、無償割当が一層削減され、事業者は有償で排出枠を購入する必要がある。

カザフスタンでは、2013年にETSが導入された。世界

95 経済産業省プレス発表(2024年3月27日付)

96 NDC(Nationally Determined Contribution)とは、パリ協定に基づき全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献」のこと。基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%。「GXリーグウェブサイトGX-ETSの概要」に基づく。

97 ジェトロ「新たなステージに入った世界のカーボンプライシング」『地域分析レポート』特集(2024年5月14日付)

銀行のダッシュボードによると、カザフスタンの全体の排出量に占める排出量取引制度のカバー率は46%で、世界平均の18%と比較すると相対的に高い。排出量取引が2014年から始まっているものの、削減効果は限定的なものにとどまっている。企業に配分された無償割当量が多く、排出枠の需要が小さいためである。カザフスタンの炭素価格は世界で相対的に低い（1.05ドル/t-CO₂換算⁹⁸）。価格が低いと、企業による排出量削減のインセンティブが発生しにくい。政府は無償排出枠の撤廃や削減を検討しており、排出枠の需要が高まると予想している。CBAMへの対応も急がれる。カザフスタンにとってEUは最大の輸出先であり、2026年1月から開始するCBAMに備える必要がある。ETSの価格が低いカザフスタンでは、CBAM対応として炭素税の導入も検討される。カザフスタンの炭素税額について、IMFの報告書「カザフスタンの主な問題」（2022年4月11日）は、1トン当たり25ドルの炭素税が導入できる可能性を示している。IMFは世界の炭素税について、CO₂換算で1トン当たり75ドルの炭素税が課されれば、各国が基準とする世界の平均気温の上昇幅を2度⁹⁹と一致する水準まで抑えられる。しかし、現時点で炭素税のないカザフスタンが、最初から75ドルの炭素税を国内で課すことは現実的ではない、と報告している。

インドネシアは、2023年に新たに排出量取引制度を開始した。同国は、2060年までのカーボンニュートラルを掲げている。インドネシアは、国内の各事業者に対してGHG排出量の枠を定め、その枠内に収めるべく排出量削減を義務付ける「排出量取引制度」と、「GHG排出オフセット制度」の2つのスキームを導入している。これらの取引は原則、企業や団体が、環境林業省の「気候変動抑制のための国家登録システム（SPN-PPI）」に案件を登録した上で行われる。2023年、2024年の第1フェーズでは石炭火力発電所のみが対象で、対象は徐々に拡大していく。一方、GHG排出オフセット制度は、政府に定められた枠はないものの、事業者が自発的に行った排出削減の取り組みについて、計測・報告・検証を行い、環境林業省が承認すれば、排出削減証明書（SPE-GRK）に削減分を転換して他の事業者と取引することができる制度である。

■ CBAM移行期間開始に対し準備を迫られる各国

世界でカーボンプライシングが進む一つの理由として、各国の脱炭素目標に加えて、貿易環境の変化も挙げられる。EUが導入したCBAMでは、EU域内に輸入される対象産品にEU ETSに基づいて課される炭素価格に準ずる価格を課す。この制度では、EU域外の生産者が域外で既に炭素価格を支払っている場合は、その費用を控除することができる。2023年10月からCBAMの移行期間として輸入者への報告義務が開始している。CBAM対応として、排出量取引や炭素税を導入し、CBAMの適用除外を求めることや影響軽減を模索する国々もある。また、企業は自社製品のGHG排出量、既に支払っている炭素価格を把握する必要性に迫られている。対応に迫られるEU域内企業や各国政府の反応についてみていきいたい¹⁰⁰。

EUでは、2026年1月からのCBAMの本格適用開始に先立ち、域内の輸入事業者には報告義務を課す移行期間が2023年10月1日に開始された。同報告義務では、3カ月ごとの実績を翌月末までに報告する。第1回の報告では、1カ月の報告期限延長を経て、2024年2月末に報告期限を迎えた。ドイツ商工会議所連合会（DIHK）とシュツットガルト商工会議所が実施したアンケート調査では、実務上の課題が浮かび上がっている¹⁰¹。94%の企業が報告のための労力は不釣り合いに大きいと考えていると回答したことを受け、DIHKは、今後は多くの企業が輸入を控える可能性があることが示唆されたとした。輸入品の生産過程で発生するGHG排出量に関するデータの報告について、現在はEUポータルで提供されるデフォルト値（既定値）を使用することが認められている。しかし2024年7月以降は、当該輸入品を製造する外国のサプライヤーから取得する、実際の排出量データを使用する必要がある。この負担について、実際の排出量算定に係るデータについて外国のサプライヤーに連絡をしたか質問したところ、調査対象企業の46%は「EU域外の取引先がこのデータにアクセスするのは困難」、36%は「取引先にまだ連絡していない」と回答。「将来的に取引先から排出量データを受け取ることができる」と回答した企業はわずか3%だった。

フランスでは、製造業の収益減と大規模な雇用喪失につながると懸念する民間調査会社の報告書が出ている。民間研究機関レクゼコード（Rexecode）は、2023年6月に発表した「CBAMは再工業化目標の脅威となる」と題

98 世界銀行カーボンプライシングダッシュボード2024年4月1日時点

99 パリ協定では、GHG排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を2度より十分下方に抑える（2度目標）とともに、1.5度に抑える努力を継続することが盛り込まれている。

100 ジェトロ「新たなステージに入った世界のカーボンプライシング」『地域分析レポート』特集（2024年5月14日付）

101 DIHK “IHK-Umfrage zu CBAM zeigt Umsetzungsprobleme auf”（2024年3月18日付）

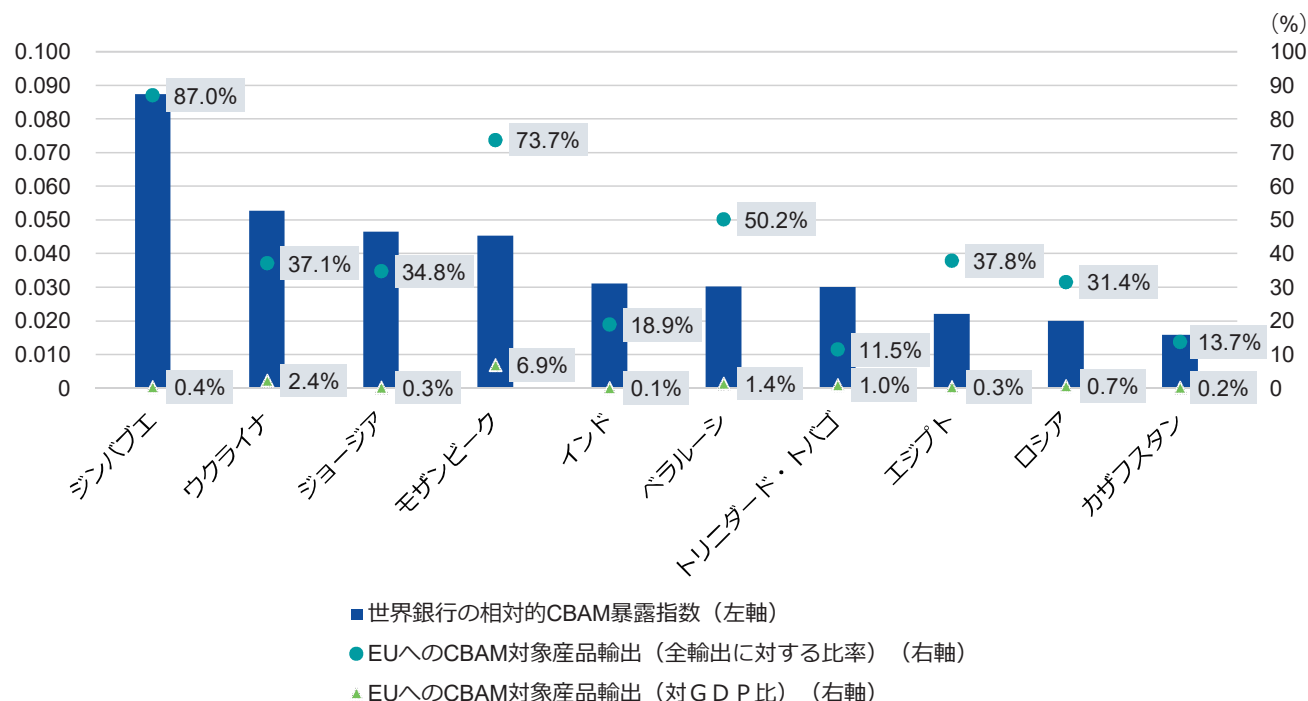
図表Ⅲ－45 主要国・地域の排出量取引制度（ETS）

国・地域	対象分野	国・地域排出量に占める割合 (カバー率)	対象ガス	導入時期	価格 (ドル／ t-CO ₂)	フェーズ	近年の対象拡大動向
EU	エネルギー、エネルギー多消費産業、航空、アルミニウム産業、海運など	40% (2023年)	CO ₂ 、N ₂ O、PFC、CH ₄ (CH ₄ は2026年より対象)	2005年	61.3	第4フェーズ	建物、道路輸送、小規模産業を対象とするEU ETS IIを開始予定（2027年から。エネルギー価格が高騰した場合は2028年に延期の可能性あり）
ドイツ	建物と輸送部門の燃料供給事業者など	40% (2023年)	石油、ディーゼル、灯油、液化石油（LP）ガス、持続可能基準を満たさないバイオマス、石炭（2023年～）、廃棄物焼却（2024年～）から発生する温室効果ガス（GHG）	2021年	48.37	初期段階	ドイツではドイツETSとは別に、EU ETSも適用されている。 EU ETS IIとの関係性を今後検討
オーストリア	建物、輸送、農業、廃棄物処理、小規模な産業施策など	40% (2023年)	対象分野における石油、ディーゼル、灯油、天然ガス、液化ガス、石炭などの化石燃料から排出される温室効果ガス（GHG）	2022年	48.37	初期段階	オーストリアではオーストリアETSとは別に、EU ETSも適用されている。 EU ETS IIとの関係性を今後検討
英国	エネルギー集約型産業、電力、航空	25% (2023年)	CO ₂ 、N ₂ O、PFCs	2021年	45.06	第1期配分期間（2021～2025年）	海運（2026年～） 廃棄物燃焼、廃棄物発電（2028年～）
日本 (東京都ETS)	3カ年度連続してエネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上の事業所	19.1% (2020年度)	CO ₂	2010年	36.91	第3フェーズ (2020～2024年)	—
中国（全国）	発電事業者	30% (2023年)	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	2021年7月	12.57	第3フェーズ	石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空輸送などの業界で、これまで排出データの測定や申告、検証の取り組みを行っている（2021年7月の生態環境部の国務院政策ブリーフィング）
韓国	直近3年間の平均CO ₂ 排出量が12万5,000トンCO ₂ 以上、もしくは2万5,000トンCO ₂ 以上の事業所を持つ事業者	74% (第3次計画／2021～2025年)	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆	2015年1月	6.3	第3次計画期間 (2021年～2025年)	第3次計画期間では有償割当対象を41業種、有償割当比率を10%にしているが、第4次計画期間以降、有償割当比率および割当対象業種を拡大していくことを検討。
カザフスタン	(1) 石油・ガス、(2) 電力部門、(3) 鉱業、(4) 冶金、(5) 化学、(6) 製造業（セメント、石灰、石膏、レンガなどの建設資材関連）	46% (2023年)	CO ₂	2013年	1.05	第5フェーズ	無償排出枠の削減を計画
日本 (埼玉県ETS)	県内に設置しているすべての事業所におけるエネルギー使用量（原油換算）が、前年度に1,500kL以上であった事業者または大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗であって同法に規定する店舗面積が10,000m ² 以上のものを、その年度の4月1日に設置している事業者	17.5% (2021年度)	CO ₂	2011年	0.94	第3フェーズ (2020～2024年)	—
インドネシア	発電所セクター	26% (2023年)	GHG	2023年9月 (インドネシアの排出権取引所開設日)	0.61	産業分野（セクターおよびサブセクター）を限定のうえ稼働開始。	現在、発電所セクター（石炭火力発電所）において導入済。森林セクターの泥炭地・マングローブ管理に対しても今後導入が予定されている。
日本（GX-ETS）	自主段階	52% (2021年度)	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆	2023年	—	第1フェーズ (2023～2026年)	2026年度以降第2フェーズ（本格稼働）予定
台湾	ベースライン・アンド・クレジット方式。 台湾域内法人の購入のみに限定	—	CO ₂	2023年12月	—	—	企業や地方自治体が独自で、または共同で実施したGHG削減につながる自主的排出削減プロジェクトは、政府の認証を経てカーボン・クレジットとして発行され、政府規定の条件の下、他の企業などとの間で取引できるとした（気候変動対処法第25条）。
ブラジル	法案では①CO ₂ 換算で年間2.5万トン以上を排出する事業者、もしくは②CO ₂ 換算で年間1万トン以上を排出する事業者。モニタリング計画書や排出／除去報告書の提出などの義務を負うとされている（出所：2024年法案第182号）	—	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFCs	上院で審議中	—	検討段階。2024年法案第182号によれば第1～第5フェーズに分割される予定。	—
トルコ	—	—	—	2024年に試験的導入を検討中	—	検討段階	—

〔注〕 価格順（価格は2024年4月1日時点）

〔出所〕 世界銀行カーボンプライシングダッシュボード、各国政府発表資料から作成

図表Ⅲ－46 世界銀行の相対的CBAM暴露指数（上位10カ国）



〔注〕相対的CBAM暴露指数は、①当該国の全CBAM対象商品の輸出のEU平均と比較した相対的CO2排出強度（kg CO2換算/ドル）、②当該国のEUへの輸出（CBAM産品の世界への輸出に対する割合）、③炭素価格（100ドル/t-CO2換算）から世界銀行が算出。
 〔出所〕世界銀行Relative CBAM Exposure Index

した報告書の中で、CBAMの本格適用開始とそれに伴うEU ETSの無償排出割当の段階的削減の影響を試算した。同報告書によれば、フランスの2019年の輸入額（5,754億ユーロ）のうち、CBAMの適用対象となる品目のEU域外からの輸入額は69億ユーロで、そのうち金属・金属製品のEU域外からの輸入額が55億ユーロで最大だった。総輸入額に占めるCBAM適用品目の割合は1.2%と小さいことから、CBAMが製造業に与える影響は限定的とする一方、EU ETSの無償排出割当の削減は川下セクターを含め幅広い業種に影響が波及するとした。生産コストの上昇による製造業の減益幅を、フランスだけで年間40億ユーロ、欧州全体で年間450億ユーロと試算した。

タイはCBAMに対応しうる管理システムを模索する。タイ商務省貿易交渉局（DTN）は2022年12月29日、CBAMの対象製品を扱うタイの事業者に対し、報告義務対象となる生産工程におけるGHG排出量の算定など、対応準備を進めるよう呼びかけた。また、タイ商務省としては、天然資源環境省、タイ温室効果ガス管理機構（TGO）、法制委員会事務局などと協力し、国際標準での管理システムを策定していく予定である。

インドはWTO提訴の可能性を含め、CBAMの影響軽減を模索する。世界銀行によると、インドはCBAM産品の中で主に鉄鋼をEUに輸出しており、CBAM対象産品のEUへの全輸出に対する割合は18.9%。2022年6月に

EUとFTA交渉を再開したインド政府は、交渉の場でCBAMに関わる協議も行っている。インドのピユシュ・ゴヤル商工相は2023年5月、EUがCBAMを新たな非関税障壁とする意図はないとの見解を示し、双方にとっての解決策を模索している段階と述べた。インドがCBAMをWTO違反として提訴することを検討していることは、CBAMの法案がEUから提示されてから繰り返し報道されている。対して、EUは、CBAMをWTO整合的に設計していると主張している。

一方、EUへの輸出割合が高い新興国・途上国へのCBAMの影響が懸念されている。世界銀行は2023年6月、CBAMが与える影響について分析を行い、相対的CBAM暴露指数を発表。同指数が高い程CBAMの影響が大きく、上位10カ国は高い順に、ジンバブエ、ウクライナ、ジョージア、モザンビーク、インド、ベラルーシ、トリニダード・トバゴ、エジプト、ロシア、カザフスタンとなっている（図表Ⅲ－46）。ジンバブエはCBAM対象産品の中では鉄鋼を中心にEUに輸出しており、EUへの同国の全輸出に対しての87%を占めるため、相対的CBAM暴露指数が世界一と示されている。対GDP比で影響が大きいのは6.9%のモザンビークで、対象産品がEUへの同国の全輸出の73.7%を占める。モザンビークはアルミニウムを主にEUに輸出している。世界銀行はCBAMの影響を大きく受ける国を特定し、他の国際機関

と連携してそれらの国がCBAMに対応できるようサポートを行っている。

(3) 人権デューディリジェンス法制化の動き

■ EUでデューディリジェンス指令成立

法制化によって企業の人権・環境デューディリジェンスを義務付ける国が、欧州を中心に増えている。EUでは、フランスの企業注意義務法やドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法に代表されるように、一部の加盟国が先行していたが、EUレベルで企業活動による人権や環境への負の影響を予防・是正する義務を企業に課す「企業持続可能性デューディリジェンス指令(CSDDD)」案がEU理事会で2024年5月、最終承認された。同時に、米国のウイグル強制労働防止法(UFPLA)に見られるように、人権侵害が疑われる製品の輸入を禁止するアプローチも広がりを見せる。本節では、人権デューディリジェンスの義務化、および人権侵害に関連する輸入規制について、2023年以降に進展のあった新たな法制化の動きや、最近の法制度の運用状況を概観する。

自社、子会社およびビジネスパートナーの企業活動における人権・環境デューディリジェンスの実施を義務付ける、EUのCSDDDは欧州委員会が2022年2月に提案したもの。2023年12月にEU理事会と欧州議会の間で一旦政治合意に達したものの、産業界からの反発を受け、指令案に反対に回る加盟国が続出した。2024年3月、EU理事会は政治合意案の対象企業の年間純売上高基準を1億5,000万ユーロ超からその3倍の4億5,000万ユーロ超に引き上げ、人権・環境の観点から、特定のハイリスク分野の企業に関して設定された基準引き下げ規定を削除。対象企業を政治合意案と比べ3分の1程度に絞り込む妥協案で合意した¹⁰²。政治合意後の異例の条文修正に対し、欧州議会は当初強く反発したが、6月の欧州議会選挙に伴う解散前、最後の欧州議会本会議で2024年4月24日、指令案を採択した。続く5月24日、EU理事会はCSDDDを正式に採択した。7月5日にはEU官報へ掲載され、7月25日に発効する。その後2026年7月26日までに実施される各加盟国による国内法化を経て適用される。

義務化の対象は、EU域内で設立された企業については、①全世界での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ②平均従業員数が1,000人超の企業(図表Ⅲ-47)。EU域外で設立された企業については、EU域内での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超の企業となった。上記を満たすEU企業と、EU域内で同じ売上高基準を満たす域

外企業に対し、規模の大きい企業から段階的に適用が開始される。2027年以降は売上高15億ユーロ超かつ従業員5,000人超、2028年以降は9億ユーロ超かつ3,000人超、2029年以降はCSDDDの対象となるすべての企業に適用される。

図表Ⅲ-47 EU企業持続可能性デューディリジェンス指令の対象企業および適用開始時期

対象企業	適用基準	適用開始時期
EU域内企業	従業員5,000人超、かつ全世界の年間純売上高15億ユーロ超	2027年
	従業員数3,000人超、かつ全世界の年間純売上高9億ユーロ超	2028年
	従業員数1,000人超、かつ全世界の年間純売上高4億5,000万ユーロ超	2029年
EU域外企業	EU域内の年間純売上高15億ユーロ超	2027年
	かつEU域内での年間純売上高9億ユーロ超	2028年
	EU域内での年間純売上高4億5,000万ユーロ超	2029年

[注] 適用開始時期は各年の7月26日。

[出所] EU官報から作成

■ EU加盟国の国内法との整合性が求められる

欧州には既に多数のサプライチェーン・デューディリジェンスを求める法制度がある。スイスには紛争鉱物と児童労働に関するデューディリジェンス法、ノルウェーには企業の透明性および基本的人権とディーセントワークに関する法律がある。英国でも2023年11月に人権および環境デューディリジェンス法案が議会上院に提出され、審議の初期段階にある。EU加盟国においては、オランダ¹⁰³は広範なデューディリジェンス法案が、CSDDD案を基礎に審議され、ベルギーでも「バリューチェーン全体における企業の注意義務」に関する法案が、2021年4月2日に施行されたが、いずれもCSDDDの最終文書が完成するまで保留とされた。さらに、オーストリア、スペイン、ルクセンブルクなどでも立法化を模索する動きがあるほか、ドイツやフランスではデューディリジェンスを義務付ける現行の国内法と、CSDDDとの間で整合を図る必要があり、現行法の改正も含めて各国で対応が検討されている(図表Ⅲ-48)。

ビジネスヨーロッパ(欧州産業連盟)は2024年5月24日、CSDDDは「欧州企業に広範な義務、責任、制裁を課す、EU史上最大の企業法改革」であり、コンプライアンス対応を巡る企業の負担増に対して懸念を示した。同時に、EU加盟国の規則がそれぞれ異なるという状況を回避すべく、EU域内で調和のとれた、「単一のルール

102 KPMG N.V.によると、CSDDDの対象企業数は5,300社と推計される。

103 オランダでは児童労働デューディリジェンス法が2019年に成立したが、施行日は未定となっている。

ブック」および「明確なガイダンス」の導入を求めている¹⁰⁴。

CSDDDの最終承認によって、持続可能で責任ある企業行動を促進する世界の法制度構築は1つの大きな節目を迎える。EUで事業を行う日本の企業へも直接的、間接的な影響が考えられ、日本企業が引き続きEU市場へのアクセスを維持し、長期的なビジネスを築いていくためには、CSDDDが求める要件に対応し、適応していくことが必要になる。

■ドイツで施行2年目、調達先に影響広がる

ドイツでは、2023年1月にサプライチェーン・デューディリジェンス法が施行され、2年目に入った。施行1年目は、ドイツ国内の従業員3,000人以上の企業を対象

に、自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境をリスクにさらされないよう注意義務を課し、デューディリジェンスと人権報告書の作成・公表などを義務付けている。2024年1月からは従業員1,000人以上の企業に対象が拡大された。

ドイツの連邦経済・輸出管理局（BAFA）は、2023年12月に施行1年を回顧するコメントを発表し、デューディリジェンスの義務を負う企業の大部分が同法の要求通りに実施していると肯定的に評価している。BAFAは2023年に企業の査察を486件実施。対象となった企業の業種は、自動車や化学、製薬、機械、エネルギー、家具、繊維、食品・飲料であった。BAFAは、一部のデューディリジェンス法の適用企業が契約上の保証などにより、注意義務の実施をサプライヤーに転嫁しようとする問題を

指摘。サプライヤーへの注意義務の転嫁は、原則認められないと強調した。BAFAは対象企業がサプライヤーへの過剰な要求を防ぐことなどを目的に、2023年6月、8月に適用企業とそのサプライヤーの協力に関するFAQおよびガイダンスをそれぞれ公表している¹⁰⁵。

民間シンクタンクのドイツ経済研究所（DIW）が2024年2月に発表した調査結果では¹⁰⁶、サプライチェーン・デューディリジェンス法から直接的・間接的に影響を受けたとする企業は、回答企業全体の約半数（49%）を占めた。注意義務が直接適用される企業は、従業員数1,000人以上（2024年以降。2023年末までは、3,000人以上）の大企業に限られるが、実際には中小企業を含む、より広範な企業が顧客やサプライヤーとの関係を通じて、間接的に同法の影響を受けていると指摘された。

■カナダでサプライチェーン法、2024年1月施行

カナダでは、企業に対し生産工程における強制労働リスクの防止措置

図表Ⅲ－48 欧州の人権デューディリジェンス関連法制の比較

国・地域	EU	フランス	ドイツ
施策名	企業持続可能性デューディリジェンス指令	企業注意義務法	サプライチェーン・デューディリジェンス法
施行日	2027年7月26日適用開始（2024年7月25日発効）	2017年3月27日	2023年1月1日（2021年6月25日成立）
対象	●EU域内企業は、(1) 全世界での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超、かつ(2) 平均従業員数が1,000人以上の企業 ●EU域外企業は、EU域内での年間純売上高が4億5,000万ユーロ超の企業	●フランス国内の従業員数が5,000人以上、または全世界のグループ会社の従業員数が1万人以上（いずれも子会社等を含む）の企業	●ドイツを本拠（事業活動のみならず、経営の意思決定が行われることを含む）とし、2023年1月施行時はドイツ国内の従業員が3,000人以上、2024年1月からは1,000人以上の企業
義務とする内容	●自社、子会社およびビジネスパートナーの企業活動において、実際の、および潜在的な、人権と環境への負の影響を防止、軽減、停止するリスクベースのデューディリジェンスの実施 ●パリ協定（1.5度目標）に準拠した、気候変動移行計画の策定と実行	●親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示	●間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境をリスクにさらされないようデューディリジェンスと人権報告書の作成・公表など
罰則	●非準拠企業に科される罰金の上限は、全世界の年間純売上高の5%以上	●違反した場合は、裁判所による実施（当該情報の開示・計画履行）命令、制裁の対象となる ※同法には当初、1,000万ユーロから3,000万ユーロの罰金が規定されていたが、同条項は削除された	●故意または過失による違反時に最大80万ユーロの過料（平均年間売上高4億ユーロ以上の企業は、最大で平均年間売上高の2%の過料）に処せられる ●過料が科せられた場合、当該企業は最長3年間、公共調達に参加できない
民事責任	損害賠償責任を負う	損害賠償責任を負う	損害賠償責任は負わない

〔出所〕各法制から作成

104 ビジネスヨーロッパのプレスリリース（2024年5月24日）。
<https://www.bussinesseurope.eu/publications/eu-corporate-sustainability-due-diligence-directive-bussinesseurope-reacts-council>

105 ジェトロ「デューディリジェンス法施行から1年、2024年1月から対象企業拡大」『ビジネス短信』（2023年12月27日付）

106 ドイツ経済研究所（DIW），“Effect of Supply Chain regulation Data-based results on the effect of the German Supply Chain Act”（2024年2月8日）。2023年11月～2024年1月に実施したアンケート結果（737社が回答）を紹介。

について政府への報告を義務付ける「サプライチェーンにおける強制労働と児童労働との闘いに関する法律」が2024年1月1日から施行された。同法の対象企業は、①カナダ証券取引所の上場企業、②カナダに事業拠点を有し、直近の2会計年度のうち、少なくとも1会計年度で、a. 総資産額2,000万カナダドル以上、b. 年間売上高4,000万カナダドル以上、c. 年間平均従業員数250人以上、のうち、2つ以上を満たす企業であり、(ア) カナダまたはその他の国で物品を生産、販売または流通する事業体、(イ) カナダ国外で生産された製品を同国に輸入する事業体、(ウ) (ア) または (イ) に記載された活動に従事する事業体を管理する事業体、のいずれかの条件を満たす企業となる。条件を満たす日本企業も対象となる。

自社のサプライチェーン内に強制労働や児童労働が存在するリスクを防止・低減するために講じた措置などに関する年次報告書の提出を義務付けている。報告書は毎年5月末日を期限とし、自社ウェブサイトへの掲載を含めた一般公開、およびカナダ公安省のウェブサイトへのアップロードが義務付けられる。初回報告書の提出期限は2024年5月31日であり、同年7月12日時点でカナダ公安省のウェブサイトには5,619件の報告書が登録された¹⁰⁷。

■ ウイグル強制労働防止法、品目拡大と抜け穴防止へ

米国では、UFLPAが2022年6月21日に施行されてから2年が経過した。物品の全部または一部の採掘・生産・製造が中国の新疆ウイグル自治区で行われた場合、またはUFLPAエンティティ・リストで指定された企業・団体がその生産に関与した場合に、強制労働によって作られたと推定し、1930年関税法307条¹⁰⁸に基づき、当該物品の米国への輸入を禁止している。

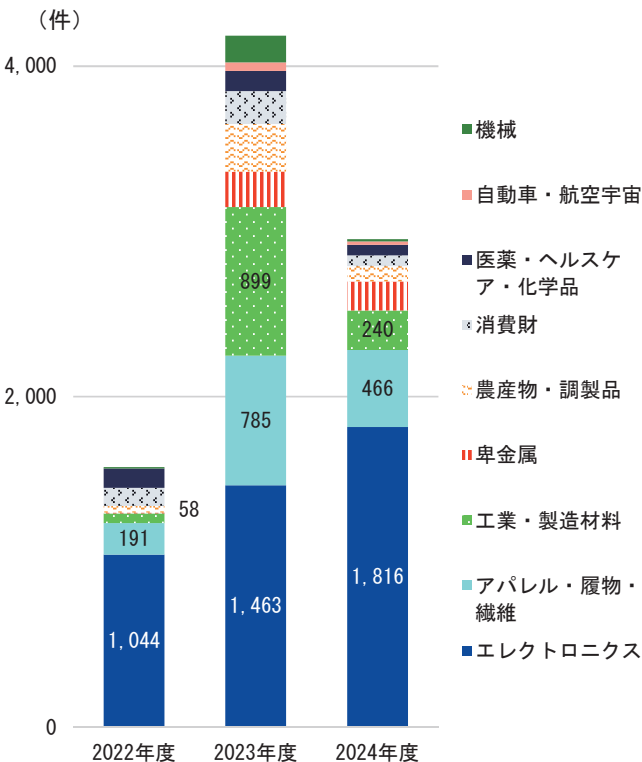
UFLPAに基づき米国税関・国境警備局（CBP）が輸入を差し止めた貨物は、施行から2024年5月1日までに通算8,465件（33億2,000万ドル相当）に達した。初年度の2022年度（6～9月分）は1,529件、2023年度（通年）は4,020件、2024年度（10～4月分）は2,916件と前年を上回るペースで執行が行われている（図表Ⅲ－49）。施行以来、差し止められた貨物のうち、全体の45.6%は輸

入が許可された一方、39.9%は輸入が認められず、残り15.5%は審査中のため保留とされた。米国ではUFLPA成立以前から、1930年関税法第307条に基づいて、輸入差し止め措置が行われてきたが、2023年度は強制労働などを理由とした全体の執行件数（4,524件）のうち9割近くをUFLPAに基づく執行が占めるまでになった。

施行以来、通算の執行件数を産業別に見ると、エレクトロニクス（4,323件、28億6,800万ドル）が全体に占める割合は件数ベースで5割超、金額ベースで8割超に上った。次いで、アパレル・履物・繊維（1,442件、5,600万ドル）、工業・製造材料（1,197件、7,200万ドル）などが続いた。UFLPAの執行戦略で優先分野とされたポリシリコンを含むシリカ製品（太陽光発電製品など）、アパレル製品、綿・同製品、およびトマト・同製品の4分野で差し止めが多かったが、2023年以降は他の分野が拡大傾向にある。2024年2月には、ドイツの自動車大手フォルクスワーゲン（VW）グループのポルシェ、ベントレー、アウディの自動車数千台がUFLPAに基づいて米国への輸入を差し止められたと報道され、国内外から注目が集まった¹⁰⁹。

2023年6月以降、国土安全保障省（DHS）はUFLPAエンティティ・リストに、鉛バッテリーやビニール製品といった優先分野に含まれない品目の製造企業・団体も

図表Ⅲ－49 UFLPAの品目別執行件数



〔注〕米国の会計年度（10月～9月）に基づく。2022年度は6～9月分の4カ月分、2024年度は10～4月の7カ月分。

〔出所〕米国税関・国境警備局（CBP）ウェブサイト

107 カナダ公安省、Library Catalogue（2024年7月12日最終アクセス）

<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrscs/lbrr/ctlg/index-en.aspx?l=7>

108 1930年関税法307条は、外国において全部または一部を囚人労働、強制労働もしくは刑罰による年季奉公労働によって採掘、生産または製造した物品、製品商品、用品器具および製品商品の輸入を禁止し、貨物の引き渡しを保留する違反商品保留命令（WRO：Withhold Release Orders）の発出を認めている。

追加。DHSが2023年8月に更新した、UFLPA執行戦略では、従来の優先分野とは別に、鉄・アルミニウム製品や自動車部品などの8分野について、強制労働への関与に関する潜在リスクがあるとして、モニタリングを行う必要性が指摘されている（図表Ⅲ－50）。

図表Ⅲ－50 UFLPAの優先分野および潜在的な強制労働リスクのある分野

	優先分野	潜在的リスクのある分野
1	アパレル製品	レッドデーツおよびその他農産物
2	綿・同製品	ビニール製品
3	ポリシリコンを含むシリカ製品	アルミニウム製品
4	トマト・同製品	鉄鋼製品
5	－	鉛・リチウムイオンバッテリー
6	－	銅製品
7	－	エレクトロニクス
8	－	タイヤおよびその他自動車部品

〔出所〕米国土安全保障省「UFLPA執行戦略」（2023年8月）

DHSは2024年5月16日、UFLPAエンティティ・リストに、中国の繊維企業26社を追加し、同リストに掲載された事業者は計65企業・団体となった。今回、追加された企業の多くは、新疆ウイグル自治区から綿花を調達しながらも、同自治区「外」に拠点を置く商社などであった。今後も水際措置の強化に向けて、同リストへの追加指定を続けていく姿勢を示している。

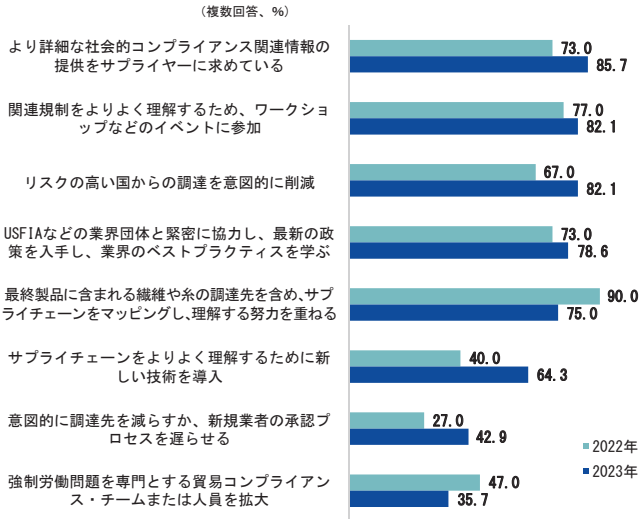
UFLPAに基づく輸入差し止めの対象は、中国原産品以外にも及ぶ。国別の差し止め件数を原産地別に見ると、2024年5月1日までの累計で、中国が2,689件と最も多いが、全体の3割にとどまる。ベトナム（2,656件）やマレーシア（1,980件）、タイ（838件）などASEAN原産品が相当数を占める。金額ベースでみれば、対象貨物がエレクトロニクスに集中する上記のASEAN各国が、アパレル・履物・織物や農産物・調製品が上位に並ぶ中国をむしろ凌いでいる。

UFLPAの運用を受けて、米国のアパレル業界や太陽光発電業界では、中国以外へ調達先をシフトさせる動きが進みつつある。米国ファッション産業協会（USFIA）などが2023年4～6月に実施した調査では、米国に本社または主要拠点を置くファッション企業の86%がUFLPAへの対応として「中国からの綿製衣料品の調達を減らした、または減らす予定」と回答。強制労働リスクを管理するために講じた（または、講じる予定の）措置として、「詳細なコンプライアンス関連情報の提供をサプライヤーに求める」（85.7%）が首位となり、「関連規

則を理解するため、ワークショップなどに参加」および「リスクの高い国からの調達を削減」（いずれも82.1%）とする回答も上位に並んだ。さらに、2022年度調査と比べて、回答が大きく伸びたのは「サプライチェーンを理解するために新しい技術を導入」であり、複雑なサプライチェーンを「見える化」するため、新たな技術・システムを導入する動きも広がる（図表Ⅲ－51）。

EUでも強制労働に依拠する生産品の域内流通と域外への輸出を禁止する規則案が2022年9月に提案され、2024年4月に、欧州議会で採択された¹¹⁰。今後、EU理事会会で採択されれば、その後、官報に掲載され、3年後に施行される見通しである。

図表Ⅲ－51 サプライチェーン上の強制労働リスクを管理するために講じた（または、講じる予定の）措置



〔出所〕米国ファッション産業協会（USFIA）“2023 Fashion Industry Benchmarking Study”（2023年7月）

109 ジェトロ「米ウイグル強制労働防止法でVWグループの自動車輸入が差し止め、メディア報道」『ビジネス短信』（2024年2月16日付）

110 欧州議会 “Products made with forced labour to be banned from EU single market”（2024年4月23日）

Column III

●英国企業の「一風変わった」消費者向け脱炭素ビジネス

■英国人の環境意識

「日常生活の中でも、英国人は日本人よりも環境意識が高いと実感する」。長年英国で暮らす日本人から聞いた一言だ。

チャールズ国王は1960年代頃から環境問題や気候問題に熱心に取り組んでおり、つぎはぎを当てた革靴やスーツなど物を大切に長く使っていることが注目されたこともある。甚では「グリーンキング」とも呼ばれているようだ。チャールズ国王は自国開催の国連気候変動枠組み締約国会議（COP26）はもちろん、2023年にドバイで行われたCOP28にも参加した。開幕式で冒頭演説を行い、気候変動により世界は「危険な未知の領域」に向かっていると警鐘を鳴らした。ウィリアム皇太子も環境問題に関心が高く、2020年には「アースショット賞（The Earthshot Prize）」を創設した¹。この賞は、自然保護・保存、大気の浄化、海の蘇生、廃棄物のない世界の構築、気候の修復の5部門において貢献した5名の受賞者（各部門1名）に対して、英国王立財団から100万ポンドの賞金とともに贈られるもの。候補者は全世界から推薦され、部門ごとに5名のファイナリストが選出される。2024年の授賞式は、11月に南アフリカ共和国・ケープタウンで開催される予定だ。受賞者にはスタートアップも多い。

一般消費者の意識についても調べてみた。英国の消費者団体であるウィッチ（Which?）が2023年9月に発表した「サステナビリティに対する消費者の態度、行動、障壁」レポートによると、英国人²の78%が「気候変動に懸念を抱いている」（非常に懸念35%、やや懸念43%）と回答。年代別では、18～34歳が最も高く（84%）、55歳以上（77%）、35～54歳（74%）と続く。また、全体の82%が「自身の環境フットプリントを減らす役割を認識している」と答えた。この回答の比率は年々増加しており、2021年と比較すると5ポイント増えている。ウィッチは、「環境に対する個人の責任感が高まっている」と指摘する。同レポートでは、輸送、エネルギーおよび家庭用暖房、食品の3つの分野に関する消費者のサステナブル意識についても調査しており、非常に興味深い結果がまとめられている。この数字をみると、日本に比べて英国の環境意識は全体的に高いと感じるのではないだろうか。

■海藻由来の新素材、個人の行動変容促すアプリ

ジェットロでは、2022年度から主要国・地域を対象に消費者向けの脱炭素化ビジネスに取り組む企業事例をま

とめたレポートを作成している³。2023年度は英国を対象に行った。本コラムでは、レポート⁴に掲載した15社のうち、特に斬新な取り組みを行う3社を紹介する。

（1）ノットブラ（Notpla）

まず1社目は、アースショット賞の廃棄物のない世界の構築部門で2022年の受賞者に輝いたノットブラ。社名は「ノットプラスチック（Not Plastic）」から来ており、その名が示すとおり、使い捨てプラスチックの削減を目的とする2014年創業のスタートアップだ。ノットブラは「消えてなくなる包装容器」をキャッチフレーズに、海藻と植物を原料とするプラスチック代替素材・製品を開発し、飲食サービスや日用品メーカー向けに販売している。同社の素材は使い捨てプラスチックと同等の機能性を有するが、自然環境下で4～6週間で完全に生分解される。

ノットブラは様々な製品を開発しているが、中でもユニークなのが「オーホー（Ooho!）」だ。オーホーは、一口大の可食性液体包装。洗濯洗剤のゲルボールのような見た目と表現すると、想像しやすいだろう。褐藻類から抽出される水溶性のバイオポリマーをベースに、内部に液体を保存できるゲル状の薄膜を形成し、柔軟性のある透明な小袋に加工したものだ。2013年に「食べられる飲料水」としてプロトタイプを開発。中にスポーツドリンクや水、ドレッシングやケチャップなどの液体調味料などを封入することができる。包装ごとぱくっと一口で食べられる点が斬新だ。そのほかにも、ノットブラ・コーティング（テイクアウト用紙容器の内側に塗布するコーティング剤）、ノットブラ・フィルム（海藻エキスを利用した柔軟性のあるフィルム包装）、ノットブラ・ペーパー（原料の3割を海藻残渣で作った紙製品）などの製品がある。欧州では2021年7月に「使い捨てプラスチックに関する指令」が施行され、ストローやカトラリーなどを含む特定製品の流通が禁止された。英国でも2023年10月から同様の規制が施行されている。主力製品であるノットブラ・コーティングは、オランダ政府が9カ月にわたる厳正な審査の結果、EU指令の規制対象とならない、最初で唯一のプラスチック代替素材と公式に認められているという⁵。

ノットブラ製品の主原料である海藻は、英国のウェールズやフランス北部の海藻養殖場から調達している。海藻は、樹木の20倍の速さで炭素を取り込むことから、

1 アースショット賞は2020年に創設されたが、実際の受賞者の選出、表彰は2021年から開始した。

2 18歳以上の英国人消費者2,067人を対象に調査（調査時期は2023年6月）

3 2022年度は米国、ドイツ、フランス、中国、ASEAN。2023年度は英国、インドの企業事例をレポート化した。

4 ジェットロ「英国における脱炭素化に向けた消費ビジネス事例調査」（2024年4月）

5 2023年10月時点。ノットブラ「2023年インパクトレポート」

気候対策の1つとして注目されている。ノットブラは、プラスチックを減らすだけでなく、炭素を回収し、かつ豊かな海藻養殖により魚の生息数を増やすなど、海の蘇生にも貢献する。2023年は、440万個の使い捨てプラスチック製品をノットブラ製品に置き換えることで、8.5トン相当のプラスチック廃棄物の削減を実現するなど、アースショット賞受賞を契機に成長を続けている。

（２）ギキ（Giki）

ギキは、社会的企業として、2017年に設立。人々のカーボンフットプリント削減活動を支援することを使命としている。個人消費者向けのサービス「ギキ・ゼロ（Giki Zero）」のほか、従業員のサステナビリティへの関心を高め、二酸化炭素削減のための行動変容を促すのを手助けするという企業向けの新たなサービス「ギキ・ゼロ・プロ（Giki Zero Pro）」を提供している。両サービスともに、アプリまたはウェブサイトからアクセスできる。シンプルでわかりやすいインターフェースが特徴的だ。

個人向けの「ギキ・ゼロ」は無料で利用できるサービス。利用登録後に、日常生活に関するいくつかの質問事項に答えていくと、回答に基づいたカーボンフットプリントを推定する。次に、カーボンフットプリント削減のための「ステップ」（環境への影響を軽減するために実行できる日常的な行動）が示され、ライフスタイル、予算、行動変容の難易度、達成したい環境負荷軽減の度合いなどを考慮して、「ステップ」を選択し、提示されるアドバイスややることリストを基に実践する。実行したステップは難易度や環境負荷低減度によりスコア化され、獲得スコアによりサステナビリティ達成度を確認できる。試しに登録したとある個人の年間カーボンフットプリント推定量は16.7トン。飛行機の利用などが嵩み、日本の平均排出量より高い数字をたたき出した。早速、表示されたステップの中から、食や移動、買い物など、取り組みそうなステップの実践を試みている。ギキの由来は「情報を得て、自分が及ぼす影響を知る（Get Informed, Know your Impact）」。まさに、己を知ることができる画期的な仕組みだ。

企業向けのサービスでは、従業員にサステナビリティに関する情報を提供し、行動変容チャレンジに取り組ませる年単位の従業員エンゲージメントプログラムがある。出張、職場の廃棄物、食、省エネ、通勤、自然保護、在宅勤務など、ライフスタイルやスコープ3⁶排出量に関連するテーマが用意されており、企業は自社にとって優先度の高いテーマを選択する。「ギキ・ゼロ・プロ」のプラットフォームを活用し、個人向けと同様、ステップを選び、実行、ポイント獲得を記録する。プラットフォーム上にはオンラインコミュニティを開設し、従業員間の情報交換も促す。

6 スコープ3については、本章第3節（1）脚注56を参照。

（３）エシイ（Ethy）

エシイは、消費者のサステナブルな消費行動を支援するために、企業のサステナビリティを独自の基準で検証、認証し、アプリとウェブサイトを通じて無料で情報提供するプラットフォーム。2020年創業のスタートアップ、スクラッチ・ザ・サーフェイスが提供している。

同社は、英国最大の社会的企業ネットワークやエディンバラ大学のイノベーション促進機関などと共同で、企業のサステナビリティに関する評価基準を開発。評価基準は、①安定した気候（GHG排出量、省エネ、再エネ利用、ネットゼロ宣言など）、②きれいな地球（廃棄物削減、リサイクルなど）、③責任ある資源利用と生産（水、循環型経済、英国製など）、④健康な人々（クリーンビューティー、オーガニックなど）、⑤繁栄する地域社会（地域社会への貢献、社会的企業、従業員エンゲージメントなど）、⑥生物多様性と動物福祉の保護（ビーガン、動物実験など）の6つのカテゴリにおいて43の認証が用意されている。企業は認証取得および、エシイでの掲載等を含む特典を受けるため、アセスメント料（初回申請時）とライセンス料（月額または年額契約）を支払う。契約済み企業については、新しい認証ラベルの申請に対する追加費用は不要となる。対して、消費者はアプリやウェブサイト上から、エシイ認証を得たブランドや店舗を検索することができる。

ウェブサイトに掲載されているブランド・店舗数は257件（2024年6月7日閲覧時点）。様々な業態があるが、カテゴリ別にみると、健康・美容関連が85件、ホームウェアが81件。食品・飲料が35件といった具合だ。ブランドや商品名、写真、簡単な説明に加え、取得しているエコラベルのアイコンが表示されている。エシイ利用者向けのクーポンが用意されているものもある。例えば、りんごから作ったレザーやリサイクルした海洋プラスチックを原材料に、流行に流されないフットウェアを展開する「ヒューマンズ・アー・ベイン」、ワインやコーヒーの生産時に発生する廃棄物（ぶどうの皮やカスカラ⁷など）を使って蒸留酒を生産する「ディスカード・スピリッツ」など、目新しさを感じる店もあった。サステナビリティという切り口から未知のブランドや店舗に出会える点が魅力だろう。

英国人の環境意識について、本コラムでは他国との比較は行っていないが、取り上げた調査や企業事例からはサステナビリティに関心の高い消費者像、そして彼らの消費行動を支える企業の努力が垣間見える。消費者向けの脱炭素化ビジネスに取り組む企業事例では、ほかにも興味深い取り組みや日本企業との協業事例なども紹介している。英国のみならず、他国・地域のレポートを含め、現地市場における消費者ビジネスを展開する際の一助となれば幸いだ。

7 コーヒーチェリーの種子を取り除いた残りの果実や皮の部分。